千葉市建設工事の入札及び契約に関する苦情処理手続要領

（目的）

第１条　この要領は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成１２年法律第１２７号）の趣旨を踏まえ、入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

（苦情の対象）

第２条　市長は、次に掲げる方式により実施した本市発注の建設工事に係る入札及び契約の過程に関する苦情を適切に処理するものとする。ただし、予定価格が４００万円を超えないものを除く。

（１）制限付一般競争入札方式

（２）指名競争入札方式

（３）随意契約方式

２　苦情申立てができる者及び申立てができる範囲は、次の各号のとおりとする。

（１）制限付一般競争入札方式　制限付一般競争入札の入札参加申請をした者のうち、入札参加資格がないと認めたもので、資格がないとした理由に対して不服があるものは、市長に対して当該理由についての苦情を申し立てることができる。

（２）指名競争入札方式　対象とする建設工事と同一の業種に係る入札参加資格者名簿に登録のある者のうち、当該工事の入札に参加できるものとして指名されなかったことに対して不服のあるものは、市長に対して非指名とした理由についての苦情を申し立てることができる。

（３）随意契約方式　対象とする建設工事と同一の業種に対応する建設業法（昭和２４年法律第１００号）に定める建設工事の種類について建設業の許可を有する者で、当該工事の契約の相手方として選定されなかったことに対して不服がある者は、市長に対して当該契約の相手方として選定されなかった理由についての苦情を申し立てることができる。

（苦情申立ての教示）

第３条　市長は、制限付一般競争入札方式にあっては一般競争入札参加資格確認結果通知書（千葉市一般競争入札実施要領様式第４－１号）により、指名競争入札方式及び随意契約方式にあっては掲示すること等により苦情申立てができる旨を教示するものとする。

（苦情申立て）

第４条　苦情申立ては、次に掲げる日から５日（千葉市の休日を定める条例（平成元年千葉市条例第１号）に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を含まない。）以内に、苦情申立書（様式第１号）により、市長に対して行うことができる。

（１）制限付一般競争入札方式に係る苦情にあっては、入札参加資格がないと認めた旨の通知を受け取った日。

（２）指名競争入札方式に係る苦情にあっては、落札者決定の公表を行った日

（３）随意契約方式に係る苦情にあっては、随意契約の相手方の公表を行った日

２　市長は、前項の苦情申立てがあった場合は、苦情申立てをできる最終日から５日（市の休日を含まない。）以内に、苦情申立回答書（様式第２号）により、申立者に回答するものとする。ただし、苦情件数が多数に及ぶ等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期限を延長できる。

３　市長は、第２条第２項に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その申立てを却下することができる。この場合において、市長は、苦情申立てをできる最終日から５日（市の休日を含まない。）以内に、苦情申立回答書により、申立者にその旨を通知しなければならない。

４　苦情申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げないものとする。

（再苦情申立ての教示）

第５条　市長は、苦情申立回答書により、再苦情申立てができる旨を教示するものとする。

（再苦情申立て）

第６条　苦情申立回答書を受理した申立者であって、当該回答書による説明に不服がある者は、当該回答書を受け取った日から７日（市の休日を含まない。）以内に、再苦情申立書（様式第３号）により、市長に対して再苦情申立てを行うことができる。

２　市長は、前項の再苦情申立てがあった場合は、速やかに千葉市入札適正化・苦情検討委員会設置条例（平成２２年千葉市条例第３０号）で設置する千葉市入札適正化・苦情検討委員会（以下「委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

３　市長は、前項の規定にかかわらず、第１項に定める申立要件に該当する者でないこと、申立期間が徒過していること、所定の事項の記載のある書面による申立てが行われていないこと、その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、その再苦情申立てを却下することができる。この場合において、市長は、再苦情申立てがあった日から７日（市の休日を含まない。）以内に、却下通知書（様式第４号）により、申立者に通知しなければならない。

４　市長は、前項の却下の決定を行った場合は、委員会に報告しなければならない。

５　再苦情申立ては、原則として、入札・契約手続の執行を妨げないものとする。

（苦情処理会議）

第７条　委員会は、市長から審議依頼があったときは、苦情処理会議を開催し、申立者及び市長等から書面の提出その他委員会が必要と認める方法により審議を行うものとする。

２　委員会は、前項の審議を終えたときは意見書を作成し、再苦情申立てがあった日から概ね　　５０日（市の休日を含む。）以内に、市長に報告を行うこととする。

３　市長は、前項の報告を受けた日から７日（市の休日を含まない。）以内に、委員会の審議の結果を踏まえた上で、審議結果通知書（様式第５号）により、申立者に回答するものとする。この場合において、再苦情申立てが認められなかったときは申立てに根拠が認められないと判断された理由を、再苦情申立てが認められたときは市長が今後講じようとする措置の概要を、申立者に対し明らかにするものとする。

（処理結果等の公表）

第８条　市長は、苦情申立者の名称、苦情の内容及びその処理の結果を、閲覧により公表するものとする。

附　則

　この要領は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

なお、従前の様式についても当分の間、使用できるものとする。

附　則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。